

議案第170号

債権の放棄について（阿倍野区役所関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪府東大阪市永和1丁目26番25号 サンシャトー俊徳203号  
片山 宏之
- 2 債 権 の 内 容 給与の過払による返還金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金551,694円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。